

# 官報

号外 昭和二十四年十一月十九日

## ○第六回衆議院會議録第十二号

昭和二十四年十一月十八日(金曜日)

議事日程 第十一号

午後二時開議

一 国務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

第一 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●今日の會議に付した事件

国務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

日程第一 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時四十二分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

一 国務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

○議長(幣原喜重郎君) 国務大臣の演説に対する質疑を継続いたします。風早八十二君。

〔風早八十二君登壇〕

○風早八十二君 政府の財政経済政策に対して、私は日本共産党を代表して質問するものであります。

補正予算の組立ては、例によりまして、いかめしい項目と、ややつこしい数字の魔術によつて武装されておりますが、その種明しはきわめて簡単であります。

第一に歳出の方面では、食糧会計の赤字百七十億円の穴埋め、新炭会計の赤字五十四億円の穴埋め、この二本建の大赤字の柱が立っているものであります。この柱の土台をなすもの、言いかえれば、この赤字の穴埋めは、四千二百五十円の低米価、六千三百円の低賃金並びに二百十三億円に達する水増し

増税であります。

第二に、いわゆる減税二百億と、それを償つて余りある補給金削減二百三十億、言いかえれば物価の全般的なつり上げ、貨物運賃八割の値上げ、ガス、電燈、水道料金値上げ、さらに米の消費価格の二一%のつり上げであります。その結果は、あれほど国民が要求している失業対策、災害復旧、さらに地方配付金、さらに六・三制というものの要求は、無銭に踏みこじられてしまつてゐるのであります。(拍手)

池田大蔵大臣は、この補正予算を臆面もなく復興予算と呼んでおりますが、一体どこが復興であるか。何が復興であるか。失業対策のない首切りは人殺しではないか。今の賃金では月々三千円の赤字を出している。中小業者は、今税金で首をくくつてゐるじやないか。

〔発言する者多し〕

○議長(幣原喜重郎君) 静粛に願います。

○風早八十二君(続) 池田君自身、昨日の本會議で、困つてゐるのは中小業者だけではない、大産業もまた困つて

いると申しました。しかしながら、それがたして安定であるか。なるほど、四割の利益を得ている大銀行のみは安定であるが、その他は全部不安定ではないか。ドッジ・ライン修正の声は、今やほとんど全國民に共通した叫びであります。この予算案は、この要求を完全に裏切つてゐるではないか。大多數の國民は、吉田内閣をもつて演口内閣以上の超不景氣内閣と呼んでゐるのであります。(拍手)

言葉はどうにでもなる。國民大衆の破壊は、われ／＼にとつては不安定である。しかしながら、政府にとつては安定である。白を黒と言う政府が、まことに言いそなうことである。いかに黒を白と陳弁することに得意な吉田内閣でも、この不安定な事実が承知しないではないか。政府が人民大衆の犠牲によつて穴埋めしようとしてゐる食糧及び新炭会計の二百三十億に達する大赤字は、第一に、それ自身吉田内閣の外資依存政策、外国食糧導入政策、この政策の必然的な結果であります。(拍手) 第二に、官僚の不正、腐敗の結果であります。

今日農民が最も関心を持つてゐる問題は、外国食糧輸入による農産物価格の人工的な下落である。ひいては農産物そのものの破壊であります。外国からあんな高い米を買いながら、食糧を買いながら、何でおれたちの米をこんなに安く買い上げて行くのか、これは農民の偽らざる心情であります。

す。(拍手) しかるに吉田内閣は、事前に國會にはかることもなく、小麦協定を結ばんとしている。農民を國際独占カルテルの利益のための犠牲にしようとしてゐるではないか。(拍手)

米の生産費は、平均一万三千円を下らない。しかしながら、その供出値段は、補正予算によりますと、わずか四千二百五十円である。これはその三分の一にすぎない。しかも政府は、生産者価格に対して六割五分という、べらぼうもない中間経費をけかまして、消費者に対しては高く売りつけてゐるのであります。一体、このさやは何に使つてゐるか。高い外国食糧輸入のための、この赤字のしりぬぐいではないか。(拍手)

補正予算案は、生産費を割る低米価を押しつけるだけでなく、同時に超過供出値段を、従来の三倍から二倍に切つて落してしまつた。しかも、他方において等級の格下げをやつた。この新しい米価というものは、実質的には、この面からさらに一層に低下せられておるのであります。われ／＼は、この赤字の穴埋めのための不当な格下げというものに断固として反対いたします。

検査規則の改正、これに対して即時撤回、奨励金及び生産費を償ふ価格の遡及支拂いを要求するものであります。農林大臣は、これに対していかなる措置をとる考であるか。吉田内閣の外国食糧依存政策は、日

本に食糧が不足するからではありません。その証拠には、今でも、乳児を含む全人口一人当り年一石の米麦は完全に生産されておる。食糧が不足だから食糧を輸入しなければならぬといううな、おためごかしは、この際に絶対にやめてもらいたい。農林大臣は、この点に対して、いかなる所見を持つておられるか。

吉田内閣は、ただ高い食糧を輸入するばかりでなく、この輸入に対して、四百六億円に上る膨大な補給金を加えております。一体そんな金が出せるなら、なぜその金を農村の金づまりに用いないか。なぜ国内農業生産の機械化、近代化のために用いないか。もしそんな金があるならば、土地のない者は土地を買うことができる。また土地のある者は肥料を買うことができる。しかもこの輸入補給金は、輸入の増大とともにますます増大する一方であります。補正予算面におきまして、現に食糧輸入のためだけに百十二億円の莫大なる補給金を追加計上しておるではないか。この点に関しては、總理大臣並びに農林大臣の所見を伺いたいのである。

吉田内閣のこういう買弁的な政策は、農地改革のサボタージュにもはつきりと現れておるのであります。第二次農地改革が徹底的にサボられておる。その証拠は、この登記事務がわずかに十数パーセントしか完了されてお

ない。ここにも、はつきりと現れておる。去る十月二十四日に開かれた農地委員会全国協議会臨時大会は、この吉田内閣が農地改革を逆もどりさせたその責任を追究しておるのではないかと。そうして、その即時退陣を要求しておるのではないかと。(拍手)

政府が低米価、低賃金、水増し重税によつて穴埋めしようとしておる補正予算の赤字は、以上に指摘しました高い外国食糧輸入の補給金とともに、食糧及び薪炭特別会計の運営における官吏の一大不正によつて生じておるのであります。(拍手)たとえば薪炭会計の五十四億円の膨大な赤字であります。これは主として官僚と卸売業者の結託による不正によつて生じておるではないか。現に今日の朝日新聞は、その論説に、この問題を国民の戸として大きく取上げておる。

私は、最近農林省の職員組合によつて徹底的に暴露せられました、三重県における一千万円の空気木炭事件について申し上げたい。これは、本年一月末ないし二月初旬に、三重県木炭事務所が、三重県卸売業者、すなわち三重県林産燃料株式会社に対して、ありもしない、から木炭に対して、代金一千万円を供與したという事件であります。この事件には、時の農林大臣、現在の政務次官並びに林野庁長官が直接関係しておると伝えられている。林野庁長官は、去る十一月十一日の決定委

員会におきまして、この事実の一部を認めておるのであります。この点にかんがみまして、われ／＼は予算委員会においても、この点は徹底的に糾明せんとするものであります。いづれにせよ、われ／＼国民は、かくのごとき官僚の不正によつて生じたこの赤字のしりぬぐいのために高い税金を納めることは、まづばらごめんである。(拍手)これについて、總理大臣並びに農林大臣の責任ある事実の証明を願いたいのである。

しかも、農民に対するこの低米価政策というものは、労働者、サラリーマンに対する食えない賃金の裏づけになつておる。政府は、補正予算において依然として六千三百円ベースをくづけにしておりますが、月々三千円以上の家計の赤字を無視して低賃金政策を強行する意図は、これをてことして、さらに全産業の労働賃金を、一部独占資本家の利益のために引下げようとするねらいに違いない。

吉田首相、池田大蔵大臣は、この税金の軽減と物価の引下げによる実質賃金の引上げをやると言つておる。それはでたらめである。苦しまぎれの言ひのがれである。私は、今手元にある労働省の資料によつてこれを反駁します。労働省は、その労働者の毎月の統計によりまして、今年の一月ないし七月の生計費指数を出しておりますが、政府が、昨日大蔵大臣の口を通して、

六月以後この実質賃金が上つていると言つたが、これはまつかのうそである。実質賃金は、六月一七四から、七月一七一に下つておるのであります。(拍手)しかもこれは、三月一八四に対して七割も下つておる。これは労働者の統計であります。これについて、昨日の、あの実質賃金は上つておる、あるいはこれから上るといふその証明は、具体的にいかなる方法で、いかなる時期になされるか。これについて、特に吉田首相並びに大蔵大臣に質問するものであります。

第一に、税金の軽減はインチキもはなはだしものである。補正予算は、二百億円に上る名目的減税であるといふことを言つておりますが、その代償には、二百十三億円の水増し増税をやつておる。補給金の削減によりましてこの物価のつり上げとともに、固定資産の再評価も、それ自身物価のつり上げになつておる。こうなつては、政府のいわゆる賃金と物価の悪循環ではななく、税金と物価の悪循環で、これがよいよと激化せざるを得ないのであります。(拍手)国民は、減税どころか、重税と高物価に押しつぶされてしまふのであります。かくのごときインチキなる実質賃金の引上げは、厳然たる生活の事実が反証をあげておるではないか。食えないという事実が一切を反駁しております。労働階級は断じてだまされぬ。

政府の最後の奥の手は、ただ一つである。弾圧と分裂政策。しかしながら、この弾圧と分裂政策自身も完全に失敗しておる。政府が弾圧と分裂政策のただ一つの拠点にいたして、あらゆる術策を弄して育成しておつた国鉄民同の幹部諸君さえ、今や大衆の声に押されて、九千七百円ベースの要求を政府に突きつけておるではないか。(拍手)さらに、人事院規則によつてしばられていながらも、全官公庁労働組合もまたそのかきを破つて、強て年末越冬資金の要求をいたしておるではないか。この弾圧、さらに分裂政策をてことする低賃金政策は、ただ／＼政府のいわゆる安定の破綻を証明するのみである。首相並びに本多國務大臣は、この弾圧と分裂をてことする給與のくづけ政策、これの失敗を認めるかどうか。この点を明らかに答えてもらいたい。

労働大臣は、かね／＼輸出産業の振興によつて失業者を吸収すると称しておつたが、はたして何人吸収したか。また年の瀬に迫つて、失業保険、退職手当もすでに切れようとしておるのであるが、政府は一体いかなる対策を持つておるか。その見通しについて労働大臣の所見を伺いたいのであります。政府が、たいこで宣伝しておりますしたシャウプの減税は、水増し増税で差引かれ、国民税金負担の増大となつたのであります。その名目的な減税

さへも、大資本に厚く、労働者、農民、漁民、中小商工業者には、依然としてすずめの涙であります。来年のことを言えば鬼が笑う。この不景気のどん底にあえぐ中小商工業者、また農民には、年末更正決定が迫つておるのであります。中小商工業者は言つておる。来年はどうでもよろしい。今この税金をどうしてくれるか。この補正予算は、この点についても、完全にこの要求を裏切つておるのである。私は、池田大蔵大臣に特に伺いたいのである。この国民の窮状にかんがみ、この年末更正決定を中止し、申告をやり直す考えがあるか。

さらに全国の数千万の家庭の主婦は、主食のかけ売りの切実な叫びをあげておる。しかしながら、今日事態はさらに一層先に進んで、このかけ売代金、この米価によりまして、それで押しつぶされてしまおうとしておるのであります。これに対して農林大臣はいかに答えられるか。答える勇気があるか。

これらの大衆の切実な要求は、予算においてまったく踏みにじられておる。これらの大衆の切実な要求は、予算において完全に踏みにじられておるのだ。この弾圧による低賃金、低米価、首切りと失業、これこそが日本の国内市場の狭隘化をもたらしておる。今日眼前に展開しつつある一大不景気の実体をなすものであります。

真の安定を築いて景気を直すためには、まず第一に大衆課税を撤廃することである。食える賃金、生産費を償ふ米価、これを基礎とした人民的なる物価体系を確立することである。そうして平和産業の発展をはかり、このことによつて国内市場を再建すること、これがわが党の主張するところの自主的な再建である。これがわが党の主張する自主的な日本再建の道である。

しかるに政府は、このような自主的な再建の道を避けて、アメリカから物を買つてポンド圏に売るといふことを建前としておるが、この方式は、みごとに失敗しておるのではないか。池田君も、国際収支が赤字だから、さらにい

わゆる産業の合理化をやらねばならぬと言つておる。この飢餓輸出政策の行き着くところは、またしても低賃金と首切り以外にはあり得ないのだ。合理化というのは名ばかりだ。その証拠は、この補正予算におきましても、真の合理化のための基礎であるところの科学技術振興費は、びた一文も計上しておらずではないか。また、この科学技術振興のその基礎になるところの六・三制についても、前国会におけるわれ／＼一同の決議を無視しておるではありませんか。(拍手)これについては特に文部大臣の所見を伺いたい。通産大臣にお伺いするが、政府は協定貿易によつて輸出の振興をはかると言つておる。しかしながら、日本側はその結果忠実に買わされるが、相手国に買つてもらう義務事項がその協定の中にあるかどうか。この点については、通産大臣は明確なる答弁を與えられたのであります。また、そも／＼この貿易協定を国会の承認なくして結んでおるとすれば、いかなる根拠に基いておるか。もしそうだとすれば、これは明らかに憲法違反であります。(拍手)政府は、もつてもありますが、抱き合せ輸入という形でかかえ込んでおるのであります。いわゆる押しつけ抱き合せ輸入だ。この点について通産大臣の見解はどうか。

政府は、いろいろなものを輸入して、税金の負担ばかりを増大させておる。国内産業をつぶしておるだけでなく、足りなくて欲しいものを入れた場合においても、国内産業の再建のためにこれを使つておらない。たとえば石油であります。政府は軍事施設の復活ということをあえてして、原油の輸入をはかつておるが、一方機帆船、漁船その他無煙火農村に対して、どこに石油をまわしておるか。この原油の輸入によつて得るところは、ただ単に低廉なる加工賃だけである。失うものはポツダム宣言の蹂躪である。また平和日本の破壊でなければならぬ。この点に関して、特に総理大臣並びに通産大臣の所見を伺います。

このようにして、政府はいわゆるローガン構想、長期クレジットの構想をまくらとして、東南アジアとの結びつきを最後の活路とせざるを得なかつた。しかしながら、時すでにおそしだ。この東南アジアの地域こそは、世界資本主義の過剰生産が投げ込まれておるところのつばでありまう。土着産業は急速に衰退しておる。購買力は減退しておる。まづたそこには、割込みの余地はもはや残つておらないのであります。

○議長(幣原重厚郎君) 風早君に申し上げます。申合せの時間の制限に達しましたから簡単に願います。

○風早八十二君(続) このようにして、われ／＼は国内市場の再建を基礎として、互恵平等の關係において、新中国、ソビエト同盟を初め、すべての国々との經濟關係の拡大をはかることを主張するのであります。新中国との貿易については、密貿易を除いて、吉田首相は一体いかなる成算を持たれるか。今や國際情勢は大きく転回しつつあります。資本主義諸国は深刻なる恐慌に悩んでおる。一方において、社会主義、人民民主主義諸国におきましては、すでに戦争の痛手を回復して、經濟の一大飛躍の道をたどつておる。社会主義、人民民主主義諸国は、今や資本主義諸国の救済者として立ち現われておるのであります。ソビエト同盟においては、国土の開発、生産の飛躍的な發展のために原子力が利

用され始めておる。今や歴史はまったく新しい段階に到達しておる。この背景において、米ソの融和、大國間の協力には必須であります。事態はまさにこの方向に進んでおります。トルーマン大統領並びにスターリンの声明も、これを裏書きしておるのではないか。講和問題もまたこの方向において解決されなければならぬし、解決されることは明らかであります。私は、この際特に総理大臣に伺いたい。総理大臣がみずからなした高言にかんがみて、次の問題に対して答えてもらいたい。

吉田総理大臣は、しば／＼外債の償還を云々しておるが、一体講和條約を締結した際に、支拂うべき借金は幾ら残つておるか。これを外債その他につつ込んでお尋ねするが、今次の大戦の敗戦國として、これらの借金の代償に軍事基地等の利権を許した前例はあるか。またわが國の場合においては、どうしようとしておるか。この点について吉田首相の明確なる答弁を求めるものであります。私の質問は、吉田首相が、この軍事基地の提供によつて外債や援助資金の債務を帳消しにしようとしておる意思があるのかどうか、この点を明確に伺いたないのであります。(拍手)

(國務大臣吉田茂君登壇)

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。小麥協定には、まだ日本政府

は入つておりません。また農地法、実質賃金、貿易等いろいろお尋ねがありました。これは主管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔國務大臣森幸太郎君登壇〕

○國務大臣(森幸太郎君) 農地改革が吉田内閣において阻止されておるような御議論でありましたが、それは先般マツカサ一司令官から總理大臣に出されました手紙によつて御承知を願いたいと思ひます。

米価問題につきましては、先般水谷議員にお答えしたによつて御承知を願ひたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) 風早君は、今回の補正予算並びに來年度予算案につきまして、不安定予算だという御意見でありまして、私はそう考えません。六・三制、公共事業費は、補正予算並びに來年度予算で十分見込んでおります。大体今の世界の状況から見まして、片一方では歳出を減らし、片一方では減税をするという予算は、今年度のどこの世界の予算にもないのであります。日本だけであることを御承知を願ひます。

次に食糧管理特別会計に百七十億円を繰入れたのは赤字補填だという御意見であります。輸入食糧が増加したため、運搬資金であつて、決して赤字ではないのであります。外国から米が來た

場合には米が暴落するという御意見であります。今の日本の米は、外国の米や小麦に比べて六割程度にしか行つておりません。外国から米が來しても、やみこす下れ、公定価格が暴落することは絶対にないことを申し上げておきます。

次に、輸入食糧に對しまして補給金を出すことに反對でございしますが、もし補給金を出さなかつたならば、勤労階級の消費する米価が暴騰いたしました。勤労階級は非常に困ることを御承知願ひます。

実質賃金につきましては、よくならないというお話でございしますが、一月以降、実質賃金は横ばいでございします。そしてまた、來年からは減税によりまして実質賃金はよくなることを、ここにはつきり申し上げます。

なお、今回の補正予算におきまして二百十三億円の自然増収が水増しとおつしやいます。あの自然増収の内容をごらんくださいましたらわかると思ひます。しかも、申告納税の農業所得、営業所得につきましては、予算よりも二百億円の減を見込んでおるのであります。従ひまして、更正決定をやめるといふうなことは毛頭考へておりません。

〔國務大臣鈴木正文君登壇〕

○國務大臣(鈴木正文君) 六月もしくは十二月は、賞與月あるいは昇給月であります。これをよく翌月の実質賃

金と比較すれば、いつでも落ちるのが当然であります。比較の根拠にはなりません。だからこそ、季節的変動を考慮のほかに置けば、大體上昇過程であるといふことは、昨日申し上げた通りであります。

それから輸出において四十万人雇用が上昇するといふことは、かつて説明したことはないのであります。輸出をも含めた全産業における雇用が四十万人であるといふ説明を從來からして來たのであります。その傾向はくずれありません。

それから失業保険を受ける人たちがどのくらいあるかと言いますと、下半期において約十八万人であります。これに對しまして、二十四年度下半期の吸収計画は九十九万人ないし百四十万人、それに見返り資金関係がプラスされることになつております。これによつて回答ができていふと思ひます。(拍手)

〔國務大臣高瀬莊太郎君登壇〕

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 科学研究費につきましては、すでに本年度の予算におきまして、昨年度の約七割の増額が計上してあります。つまり、昨年二億七千万円程度のものを四億五千万円に増額してありますので、今回は補正予算に計上しなかつたわけであり

ます。補正予算における六・三制予算につきましては、もちろんこれで十分とは

言えないのであります。これを近く二十五年度予算に計上を予定しております部分と合せて考えれば相當の額に達するのであります。わが國現在の財政状態から考えれば、安当な予算額であると考へております。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 次は松本六太郎君。

〔松本六太郎君登壇〕

○松本六太郎君 私は、新政治協議会を代表いたしまして、政府の財政政策に對しまして質問をいたすものであります。

われ／＼は、本年五月第五国会におきまして、政府の提案いたしました予算案、これに関連する財政政策に對しまして、かくのごとき構想をもつてしては、わが國の經濟の復興、國民生活の安定は断じて期しがたいといふことを強調いたしました。同時に大蔵大臣は、この予算案が金科玉條であつて、これによつてのみ日本經濟の復興は得られるとおつしやつた。しかも、補正予算は断じて出さないといふことをし

ばば言明せられた。しかるにもかかわらず、半蔵ならずして、ここに予算の補正を行わなければならないなりとしたことは、いかに当初予算においてその構想を誤り、しかも杜撰なる予算案であつたかといふことを証明するものであります。まことに遺憾のきわみであります。

しかも、今回御提案になりましたこ

の補正予算なるものも、まことに矛盾と大きな誤解の上に立つ予算案であることを悲しむものであります。何となれば、これは昨日の質問におきましても、同僚諸君からしばしば指摘せられた点であります。今日の日本の經濟界におきまして、自然増収が法人税において二百二十億、酒税において百億、合計三百二十億のこの龐大なる自然増収を見込まれたといふことは、それ自体大きな見解の誤りでありまして、二百億の減税をいたすのがために机上の数字を合せるところの、いわゆる作文予算であると断ぜざるを得ないのであります。われ／＼は、かような予算の編成をいたしたところの大蔵大臣の御所見が、先日からの御答弁では了解できないのであります。この三百三十億の増収が確實に見込まれるといふその論拠を、もつと具体的に國民が納得のできるまで御説明願ひたいのであります。

さらに次の問題は、ただいま共産黨の風早君も御質問に相なりましたけれども、今日の地方財政の窮乏と申しますものは、言語に絶するものがあるものであります。しかるに、今回の補正予算においては、わずかに九十億の計上をせられておりますが、今日この疲弊困憊の極に達した地方財政に對する措置といひましては、はなはだ貧弱なものであつて、かようなことであつては、とうてい地方自治体の維持すらも困

難であります。来年度以降においては、特にこの点われ／＼の注意をいたしておるところでありまして、しば／＼蔵相は、来年度は大きな減税をするということを主張せられておられる。しかもその減税は、国税において相当程度の減税をするに申されるが、われ／＼の見るところによれば、国税におきましては、ある程度の減税は期待されまゝするが、その反面、地方税におきましては非常なる重税となつて現われ、今日疲弊いたしておる地方財政が一層の不況に立つことが想像されます。この点に對して、大蔵大臣はいかなる手段をもつて地方財政を救済し、これが健全なる運営をはかるべく企図しておられるのでありますか、この点について詳細なる御答弁を願ひたいのであります。

さらに政府の財政経済の根本的な問題でありますが、政府は、わが国の経済の復興、産業の進展、国民生活の安定をば、輸出貿易の振興にまつてこれをなそうとせられるようであります。私は、輸出貿易もろゝん重要でありますして、貿易の重要性については異論はないのであります。しかしながら、この貿易が、しからば将来いかなる地位に置かれてゐるか、この点は通産大臣の明確なる御答弁を願ひたいのであります。

かつて日本が、戦前世界の一等国として多くの領土を持ち、多くの資源を

持ち、しかも工業水準におきまして、世界列強に比して遜色はなかつた。いわんや、六百万トンの商船を持つて世界の海洋を自由に馳騁いたしまして、この国力とこの産業力とをもつて貿易をいたしましたそのときにおいですら、多くは輸入超過と相なつたのであります。しかるに、日本の現在の国際的地位、日本の現在の資源、あるいは工業水準、この環境の上に立つて、貿易によつて日本経済の再建をせられるということは、非常に困難な問題であると存するのであります。が、具体的にはいかなる方法によつて貿易を振興し、これによつて日本経済の再建をしようとするのであるか、具体的な御答弁を願ひたいのであります。

われ／＼は、日本経済の再建は、その根本的な問題は、わが国の食糧の自給自足にあり、農業、漁業の振興にまつてのみ初めて日本経済が再建し得られると確信いたします。今日のことき歴大なる食糧の輸入を将来も続けるといひますならば、日本の国際收支のバランスは、断じて均衡を得ることはできません。われ／＼は、この輸入食糧を最小限度にとどめ、でき得べくば近き将来において自給自足の域まで持つて行かなければならないと信じます。それなるがゆゑにこそ、前国会におきましては、この食糧増産のために土地改良に関する決議案は、何でも反対せられる共産党の諸君までが賛成

せられ、満場一致をもつて本院を通過してゐる。しかるに、この補正予算を見ますと、院議をもつて満場一致決定をいたし、政府に強く要請をいたした土地改良に関する予算は、さらに計上せられてはならない。まつたく院議を無視するものであります。政府は、観念的にわが国の食糧の自給自足は不可能であるかのごとき考えの上に立つておられる。しかし私は、決してこれは不可能ではないということを断言するものであります。

昭和二十三年度のわが国の農業生産力は、米に換算いたしましたして、米、麦、雑穀、ばいしよ、あるいはかんしよ、これらを合せますれば、九千六百四十二万石の收穫をあげておるのであります。この九千六百四十二万石に對して、輸入食糧は、その上に約米換算一千三百万石を輸入したのであります。が、この一千三百万石は、国内生産に對しますところの約一割四分強であります。この一割四分強の増産がでないといふことは断じてない。すなわち、積極的な土地改良、未墾地の開発、肥料の増産、電化その他による農業の機械化、あるいは技術の改善、あるいは品種の改良、これらの問題を、総合的に、しかも国が積極的にこれを行いますならば、この一割四分の増産は断じて可能であります。しかるに、外国食糧の歴大なる輸入によつて多くの調整金を出してゐる。この

調整金の半ばをもつてすれば、断じてわが国内における増産が可能であると存するのであります。私は、農林大臣、安本長官が、これに對していかなる御所見をお持ちであるか、この点について御答弁を願ひたいのであります。

さらに、今回の補正予算に盛りれております油糧、肥料の両公団に對する四十二億余万円の出資金であります。一体、民自党の諸君も、政府も、公団はすみやかにこれを整理あるいは廃止するといふことを標榜しておられる。われ／＼も同感であります。しかるに、ここにかえつて逆行をいたしまして、油糧、肥料のこの両公団に四十億九千四百万円という出資金を計上しておられますのは、いかなる理由に基くのであるか、将来これらの公団に對して政府はいかなる措置をおとりになるのであるか、この点について農林大臣の御所見を承りたい。

最後に、吉田総理大臣並びに文部大臣にお尋ねいたしたい。前第五国会の予算委員会におきまして、私は吉田総理大臣に對しまして、わが国の文教振興に關してお尋ねをいたしました。吉田総理は、口を開けば文化国家の建設を強調しておられる。この文化国家の建設といふのは、言うまでもなく文教の振興にまたなければならぬことは、議論の余地がないのであります。この意味において、今日財政窮乏の中にあえぎ

ながら、各市町村が今や非常なる苦境に立つてゐる六・三制設備補助金の問題に對しまして、お尋ねをいたした。

吉田総理はそれに答へられていなく、この問題は非常に重要であるから、最も近き機会に四、五十億円の予算化をはかりたい、四、五十億あれば町村があまり迷惑しなくてもよいということをお聞かしてゐるから、最も近き機会においてこれを実施するように努力する、かように公約をせられた。しかるに、今回の予算を拜見すると、わずかに十五億であります。この十五億の少額をもつてして、いかにして今回の六・三制の完成を見るか。これははなはだ不可解にたえない。また国会におけるわれ／＼に對する公約を裏切るものである、かように考えるのであります。

が、総理大臣の明確なる御答弁をお願いいたしたい。さらに、先ほど風早君からも御質問があつたのであります。が、文部大臣はかような予算で満足しておるか。一体日本の文教をいかになさるか。この点について御答弁をお願いいたしたいのであります。

以上の点につきまして、各所管大臣の明確なる御答弁を要求いたします。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇〕  
○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。教育費は現内閣において最も重要視する政策の一つでありまして、本年補正予算においては十五億としま

しても、二十五年度の予算において相当額の予算を組んでおります。予算の詳細のことは文部大臣からお答えがあるであろうと思います。

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) 増収の根拠を示せというお話でございます。いずれ他の機会に資料をお上げしてもよろしゅうございしますが、簡単に答え申し上げます。

増収を見込みました税目は、まず法人税であります。二百二十七億円を予定いたしました。十月までに、予算の二百七十億円に對しまして、すでに九五%の収入があるのであります。

なぜ法人税がそんなにたくさんとれたかと申しますと、法人の業績はかなりよろしゅうございします。しかもまた、法人の申告納税額が非常に少なくなりました。申告納税が非常にいいのであります。こういう関係で法人税二百二十七億円の増収。次にお酒が百二億円であります。いもを五千万貫しようちゅうとするのを、一億万貫をしようちゅうにして売り出すことにいたしました。従いまして、やみかすとりしようちゅうが退治せられて、しようちゅうが全部増収になつて来る。これで百二億圓。決して水増しではございません。次に、勤勞所得税が百五十億圓の増収でございます。これは賃金が上つた関係もございまいし、また予算が少し見方が少かつた点もあるかと

も思いますが、とにかく百五十億圓の勤勞所得税の増収であります。これは決して水増しではございません。かく計算いたしますと、その三つの税金で四百五、六十億圓増収があります。しかして、片方では苛斂誅求とか申します申告所得です。営業に対する課税、農業に對する所得税は千九百億圓の見込みであつたのであります。が、その後の情勢を考へまして、二百億圓減収を見込みました。こういうこととありますので、決して水増しではないのであります。

次に地方配付税について申し上げます。今回九十億圓を増額配付することにいたしました。これは本予算を組みますときに、五百七十七億圓では少な過ぎるという非常に強い意見があつたのであります。その後の財政状況を考へまして、九十億圓ほどプラスして補給し得る見込みが立ちましたので、出すことにいたしました。しかして、来年度におきましては、シャウブ勸告では、財政平衡資金として千二百億圓を予定しておりますが、私は、これを千二百四十億圓程度今もくろんでおるのであります。従いまして、来年度におきましてはもろろのこと、今年度におきましては九十億圓の増収でありますから、ある程度地方財政は緩和されるものと期待いたしております。

次に地方税の増税の問題でございます。これはお話の通りに、国税と地方税は一体をなして考へなければなりません。従いまして、所管は違ひますが、大蔵省といたしまして、地方税の増税をできるだけ少くするように、地方財政を国の財政と同様に、できるだけ緊縮していただくようにお話を申し上げ、折衝をいたしております。シャウブ勸告では、今年の千五百億圓の収入に對しまして千九百億圓を見込んでおります。その増加額の四百億圓のうちには、従来税に相当する寄付金があつたから、この寄付金もこれに入れたら、その後においても相当かえなければなりません。かえるにいたしたいしても、極力減らすようにいたしたいと考へております。

なお農林大臣に御質問でございます。たが、肥料公団並びに油糧公団に對して四十二億圓の補給の問題でございますが、これは肥料公団や油糧公団をやめるやめないの問題とは別に、肥料が増産になりまして、また輸入の油が多くなりまして、その運輸資金が増加いたしますために入れております。肥料並びに油糧公団は、将来の問題として廃止する方向で検討を加えております。(拍手)

〔國務大臣森幸太郎君登壇〕

○國務大臣(森幸太郎君) 輸入食糧の増加に伴ひまして、日本の国内農業が非常な弾圧を加えられるような御心配

で御質問があつたのであります。今日日本の国民に許されている食糧のカロリーは千四百カロリーのあります。日本の健全なる時代におけるカロリーは二千四百カロリーの必要といたしたのであります。食糧の量におきましては、まだ決してこれに脅やかされて日本の農業が困るというようなことは絶対ないのであります。日本のわれわれの国民の食生活は、今後カロリーの多いことより、むしろさらに栄養の方面、いわゆる蛋白の給源を求め、合理的な食生活にかえて行かなければならぬと思つております。排他的な自給自足というものは、われわれの国民として決して考へてはならない。いわゆる融通無碍なる自給自足の立場において、海外の食糧もわれわれの力によつてこれを取入れて食糧とすると、いふうな建前に食糧政策を立てて行かなければならぬと思ひます。従つて、日本の農業改良につきましては、お述べになりましたように、あらゆる角度において農業の増産に努力せなければならぬ、かように考へておるわけでありませう。(拍手)

〔國務大臣高瀬莊太郎君登壇〕

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 補正予算における六・三制予算が非常に少いという御意見でありましたが、近く提出されます二十五年度予算と合せてみますと相当の額に達するわけでありまして、これによつて、非常に悪い條件の

もとにありますが施設の相当の部分を解消できると考へております。六・三制の施設を十分完成しようということ、は、相当長期にわたる計画を要するのであります。文部省といたしましては、まず第一の段階として、当面緊急を要する最小限度の施設を急速に整備するといふ方針をもちまして、補正予算及び二十五年度予算の計上を考へておる次第であります。そういう意味で、まず相当の金額を予算に計上できるものと考へております。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 通商産業大臣の答弁は、あらかじめ御要求がなかつたのでありますから、これは適當な機会においてお願いいたします。

〔石野久男君登壇〕

○石野久男君 私は、政府の財政経済政策に對しまして、労働者農民党を代表して質問いたします。

問題の第一点は、経済安定問題であります。この問題につきましましては、各党の同僚諸君から、しばしば政府の所見をただしておるのであります。大蔵大臣は、経済安定問題については、安定しているといふことを頑迷にも固守しておられるのであります。しかし私は、この際民主自由党及び吉田内閣の諸君に、よく考へていただくなければならぬと思ひます。これは、諸君が経済安定を頑迷に固守してお

るときに、諸君をこの議場に送り込んだ全国の千数百万の選挙民諸君は、今日経済の不安定、そのデフレ的な、恐慌的な姿の中に、どろ沼の中にあえぎ悩んでおるといふ事実を、皆さんはお忘れにならないようにしていただきたいと思ひます。この政府の考え方は、明らかに国民諸君の立場に立つた見解ではないのである。それは金融資本の立場に立つた池田蔵相の見解であるといふことを明白に申し上げたい。

このような吉田内閣の中に、まだわれわれは良心的な方々があることを御報告申し上げます。それは、経済安定本部がドッジ氏に対する参考資料として出した「経済安定計画実施後の日本経済」といふ報告書の中に、日本の経済を次のように規定しておるのであります。第一に、わが国の経済は、市場が狭隘化し、輸出は非常な不振に陥つておる、そうして有効需要は減退し、生産は停滞して、縮小再生産の傾向を顯著に現わしておる、このように規定しております。これは明らかに日本の経済の不安定な事実の率直な告白であると私は思ふのであります。二十四年度予算を審議するにあたりまして、われわれは、政府の内部にこのような見解の相違のあるといふことを重要視しなければならぬ。私は、大蔵大臣にこの点に關しての所見をただしたいのであります。

大蔵大臣は、その財政演説において、

かちえた経済安定の基盤の上に、施策の大体はこれをあくまで推進すると言つて、デイスインフレを強調しておるのであります。どこにデイスインフレの形態があるのであるのでしょうか。国民経済はデフレ恐慌におのいておるのであります。十五箇月予算といわれるこの補正予算は明らかにデフレ予算であるといふことを、われわれは主張するものであります。

すなわち、食糧管理特別会計に対する一般会計からの繰入れ百七十億を初めとして、薪炭需給特別会計五十四億、公団出資金四十二億、国有鉄道への貸付三十億、船舶運管会への二十八億、これに加ふるに、ローガン構想に基きます輸入超過額二百四十億は、これは明らかに財政面から来るデフレ要因であると指摘しなければならぬ。また見返り資金におきまして、日鉄、飯野海運への融資、あるいは鉄道、通信への貸付、米穀証券の引受等を差引いた、現在手持ちされておる約三百九十億、あるいは預金部の残額である八億、あるいは復金貸出回収額の約二百二十億、政府出資金からの復金償還等、これらは金融面からするデフレ要因であるといふことを、われわれは指摘するものであります。

主張されております公共事業費百六億という額は、これらの千数百億に及ぶところの、固着して行くところの資金の前においては、まさに二階からの涙の効能しかないものであります。われわれは、かくのごとき補正予算は、明らかに通貨を金融機関と政府とに偏在固定化させるものであるといふことを指摘し、その反面、国民経済における流通過程におきましては、通貨はますます縮小いたしました。デフレの傾向が濃厚に現われておるものであるといふことを指摘するものであります。この点に關しまして大蔵大臣の所見を承りたいのであります。

質問の第二点は、貿易政策並びに価格政策における政府のいわゆる産業合理化の問題についてであります。大蔵大臣は、その演説におきまして、物価引下げの意圖を明らかにしたのでありますが、補正予算では、為替レートを変更しない、あるいは補給金を廃止する、運賃の値上げ、米価の引上げをするといふようなことによりまして、国内における物価の引上げは必至であります。しかるに、ポンド切下げ等を見てもわかりますように、国際的な物価はますます低下しつつあるのでございす。この国内物価と国際物価とのギャップを埋めるために、貿易政策の基本としてこの産業合理化を主張されておるのでありますが、これは、その産業合理化とフロア・プライスの廃止と

とを無視して、政府は基本的な立場を主張されておるのであります。しかし、これは明らかにドルの陰に隠れて貿易政策を推進しようとするものであり、低賃金によるダンピングを行おうとする政府の強い意思表示であるのであります。それはまた同時に独占資本の代弁をもなすものであるといわなければなりません。(拍手)

私は、この際の政府の考える産業合理化についてお尋ねをいたすものでございす。産業の合理化は、申すまでもなく技術の改良、生産諸設備の改善、あるいはまた労働の一層の強化された搾取あるいは收奪によつてなされるものであります。政府及び資本家は、常にこの後者に基いて産業の合理化を行つて来たのであります。特に第二次吉田内閣が成立いたしました後、露骨な資本攻勢に基いて、これを強力に実行して参つたのであります。労働を強化し、低賃金を強要して来ておるのであります。

鈴木労働大臣は、昨日の答弁におきまして、本日におきまして、実質賃金は横ばいしておると言つております。しかし、これはごまかしでありまして、それは第一に、この賃金が横ばいしておるといふ資料の基本となつたものは、CPIをフィッシャー式からラスパイレズ式に変更して、巧みに数字の魔術を使つたといふことである。第二には、賃金の遅拂ひ、欠配といふことを無視してゐることでもあります。なおいま一つは、現金支出が労働者の間において特に強く要請されてゐるといふ事実を見のがしてゐるのであります。

かくの如くにして、政府の企業整備あるいは中小商工業へのものすごい壊滅方策というやうなものは、今日日本の産業をほとんど麻痺させる状態にまで追い込んでゐるのであります。このとき、三百六十円レートを維持するために行おうとする政府の合理化政策といふものは、これ以上の首切り、これ以上の低賃金を強要しようとしてゐるのであるかどうかといふことについてお伺ひし、労働大臣あるいは通産大臣の御答弁をお聞きしたいのであります。

われわれは、また産業合理化の可能性についても、今日の日本の実情から申しまして、資本家の積極的な犠牲の供與を強力に実施することなくして、今日わが国の経済力の実情からいつて、生産諸設備においても、また労働力の面からも、もはや合理化はその限界点に到達してゐるものであると存するものであります。政府はこれに對してどのように考えておられるのでありますやうか。

次に、合理化と並行いたしました為替レートの問題についてであります。吉田内閣は、やせがまんをして、この三百六十円レートを守るために、

労働者を餓死させ、産業を壊滅させる合理化を行おうとしているのであります。それは決して戦後の日本経済を再建させる方向ではないと存するのであります。ローガン方式によるところの満腹輸出をする前に、日本の国民経済は大腸カタルで頓死してしまふであらうと私は存じております。(拍手)がむしやに為替レートを維持することだけが能ではない。今日の場合、吉田内閣において、為替レート維持に対するかわつた考え方を持たれる御意思がないかどうかということ、特に私はこの際お聞きしたいのであります。なおわれ／＼は、この際通貨安定の施策として管理通貨を考慮するの用意がないかどうかということについてもお伺いしたいのであります。

質問の第三点は農業政策についてであります。吉田内閣は、由来農業政策については、ほとんどこれを述べていないのでございます。戦後、世界の農業は急速に復興しております。ただいまでは、農産物資は世界的に過剰生産の状態になつてゐるのであります。米穀制度の廃止、あるいは国際小麦協定会議の発足等は、明らかにこれの事実の裏づけであると思つております。米國における最近の農業生産は異常な発展を遂げまして、戦前に對しては約二倍の能力を持ち、世界の食糧供給力においては、その七〇％を持つてゐるといわれているのでございます。大

規模の経営が集約的に行われまして、一戸当り百五十町歩ないし二百町歩に及ぶところの耕地は、著しく機械化された農機具で、ごく少数の農業労働者をもつて営農されてゐるのであります。最近、農産物資の過剰生産に對応して、作付面積を米國において減反しつゝ、逆に増産が行われたといわれております。すなわち、一〇％の減反が逆に二〇％の増産になつたといふ、このような事実があるのであります。本年の小麦、とうもろこし、棉花等の生産過剰は、一九三〇年の農業における豊作恐慌の當時をほうふつさせるものがあるといわれているのであります。トルーマン氏の農産物支持価格制度のごときは、この事実に即応するものでございませう。

政府は、このような農業の世界的事情のもとにおきまして、国際小麦協定に参加しようとしてゐるのであります。問題は、農業の生産性の極度に低下が國の農産物資を國際農産物価格に對して対応させる用意があつてこのことを考へておられるかどうかという点であります。私は、政府がこの点に對してどのような考え方を持つてゐるかに對しての御見解を承りたいと思つております。(拍手)

ん。低賃金のし寄せを農村に持ち込もうとする、その農村経済壊滅策のほかに何ものもないのであります。四千二百五十万の生産者価格の決定は、農民の要求を無視したものであり、それは農業の再生産を妨げ、農家経済を弱体化し、農産物価格の合理化を一層不可能ならしめて、國際価格への競争力をますます不利にするものであります。百七十億円の食糧管理特別会計への繰入れは、輸入食糧が本年度において、その計畫量より約六十万トン以上を増加するために組まれたものであります。その結果、わが國は總計二百九十万五千トン、約二千万石の食糧を輸入することになつたのであります。このことは、早晩わが國農村経済への圧迫となりまして、農民諸君に大きな問題を提起するであらうと思はれるのであります。先ほど大蔵大臣は、この輸入食糧は決して農村に對しての圧迫にならないとおつしやられたけれども、これは明らかに間違ひであると存じております。私は、この際政府にお尋ねするのであります。食糧政策におきまして著しく不利になつております國內農産物に對しまし、政府はこれをいかにして育成し、あるいはまた将来にわたつて保護するの所見を持つておられるかどうかということについて、はつきりした御意見を承りたいのであります。

米価の決定、輸入食糧等において補正予算に現われてゐる政府の施策は、わが國農業の自立再建に對して何らの確信を示してゐるものではございませ

係は、戦前と戦後では著しくその様子をかえておるものと思つてゐるのであります。パン食の普遍化してゐる今日の状態は、わが國における米の重要性を小麦に置きかえるものであらうと思はれるのであります。世界的な小麦の生産過剰は、一層これに拍車をかけるであらうし、吉田内閣の政策はその上に拍車をかけるものであらうと私は思つております。こうした事情のもとに、わが國の農村経済は、一層世界的に緊密化を……

な。なお食糧に關しては、麦と米との關係は、戦前と戦後では著しくその様子を

危機に直面して、土地改良の一層の促進と土地改革の徹底は緊急の要務であると思つてゐるのであります。民主自由党は、第三次農地改革はやらぬといふようなことを言つておられますが、はたしてそのような所見であるか、政府の意見をはつきり承りたいのであります。

これをもちまして私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) 石野君は、賃金をくぎづけし、資金を吸収してデフレ政策を強行しておるといふお話でございませうが、もし賃金をくぎづけせずにお金をつぎ／＼出して行つたならば、これは悪性インフレでございませう。従ひまして、私は今の状態をデイスインフレと申し上げる根拠は、通貨も大体適正になつたし、物価も上つて行かないし、そうして生産も大体持続しておる。これがデイスインフレの現象であるのであります。

次に、三百六十万の為替レートをかえないために労働者は非常に困つておるといふお話でございませうが、もし三百六十万をかせたならば、一部資本家はよろしうございませうが、国民大衆は非常に困るのであります。かえないことが國民のためにいいのであります。(拍手)

なお管理通貨を実施する意思があるかといふお話でございませうが、管理通

貨の定義をどうお考えになつておるか、私は、ただいま金準備もないのでありますから、今の状態が管理通貨の状態と考えております。(拍手)

(國務大臣森幸太郎君登壇)

○國務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。

世界の食糧生産事情が非常に好調になりましたことによつて、あまりにも脅かされ過ぎるではないかという御質問だと思つてありますが、日本の食糧は、先ほど申しました通り、人口の増加の点から考えてみても、また今日の攝取したておる量から申ししましても、決して今後過剰になるようなことは断じてないのであります。

なお、農地改革を政府は中止した、こういうお話でありましたが、さきに計画いたしましたいわゆる第二次農地改革は、これはその計画通り推進いたすのであります。皆様のお考えになつておる第三次農地改革という内容を開きまして、全部の耕作地にいたすというお考えらしいのでありますが、さうなことは政府は断じていたしません。

なお農業恐慌ということをお呼びになりますますが、私は先ほど申しましたように、今日農業がこの輸入食糧のために恐慌を来すということは断じてない、かように考えております。

○議長(常原重郎君) 次は佐竹晴記君。

(佐竹晴記君登壇)

○佐竹晴記君 社会革新党を代表いたしまして若干の質疑をいたします。

第一に、金融梗塞と消費物価の高騰による国民生活の不安に対する対策をお尋ねいたします。大蔵大臣は、その演説の冒頭において、政府は各般の施策の目標をすべてインフレの収束、経済安定の線に集中して来たのであるが、インフレもおおむね終息を見、わが国の経済はようやく安定の軌道に乗ることができたと述べられたのであります。しかし、昭和二十四年度当初予算成立以来、財政は中央・地方を通じて非常に非常にきつととなり、金融は非常に梗塞をいたしまして、大蔵大臣の弁解にもかかわりませず、各党各派の代表の論じましたこと、デフレの様相を呈しておることは、これは争えないところであります。政府が経済安定を目標として企図されました輸出振興を第一義とする集中生産方式の結果は、はたしていかであります。せつかく生産された製品は至るところに滞り、輸出は振わず、業者は悲鳴をあげておるではありませんか。このようなことになるなら、むしろ国内消費物資を安価に生産いたしまして、国民生活の安定をはかつた方がよかつたではないかという声すら聞くのであります。

かくて、輸出を第一義といたします集中生産方式によつて、資金、資材はそ

の方向に集中せられて、一般経済の金詰りははなはだしく、各方面とも四苦八苦の状態にあることは、私が多く申し上げるまでもありません。この窮状に処するために、約束手形や為替手形の類は盛んに濫発されて、その不渡りは日常茶飯事とされております。信用まつた地を拂うありさまでありますして、小切手のごときですら、安心してこれを受取る事ができないというありさまであります。中小商工業者の倒産は深刻の度を加えておりますし、失業者は次第にその数を増しております。すことは、いなむことができません。

それなら、こういう状態に伴つて物価が安くなつたかといへば、そうではなくて、かえつて国民の日常生活必需品は相当の値上りを示しておりました。国民生活が非常に圧迫を受けておることは、これまた多くを論ずるまでもありません。今、大蔵省編集の財政金融統計月報の第二号の、インフレ・ションと国民生活、諸物価の推移、と題するこの二つの指数表をくらんにすれば、その実情を物語つて余りがあるのであります。

私は、第五国会終了後各地をまわつて驚いたことは、今日配給物を受けることができないという者が各町村ともに激増しておることを知つたこと、また、わずか五十円とか百円とかいつたような金のために、自己の衣類、道具類までを質に入れて一時を糊塗しな

ければならない者がたくさんふえておるといふ実情を知つたことであります。政府の施策により、大産業、大金融業者は大いに安定したてでありました。しかし、一般勤労大衆の日常生活は断じて安定したとは申されません。かような状態であるにもかかわりませず、かえつて運賃の値上げを断行し、価格調整補助金は削減し、物価の高騰は必然的となり、また主要食糧の配給価格を値上げするというありさまであります。国民生活は一層不安に陥るであらうことは言をまたないのであります。この不安を除去いたします措置を、その裏づけとして考慮すべきは当然でありますのに、その具体策の示されておられませんことは、まことに遺憾であります。そこで私は、ここに次の諸点を明らかにしたいと存じます。

まず、政府がその力を集中した輸出貿易の不振は一体何に原因するのか。為替レートの改訂は必至と思ふかどうか。これは大蔵大臣の弁解にかかわらず、それは必至ではないかということであります。すでに一部識者の間においては、四百二十円説、四百五十円説、四百八十円説が論議されておる。また国内の円価百分の一切下げ問題が問題になつております。それがきわめて近い期日に実現するのではないかといわれておりますが、大蔵大臣はいかがお考えになつておるか。

次いで、国内消費物価の高騰と金詰りの板ばさみになつて苦しんでおります勤労大衆の生活不安を除去いたすために、いさしく具体的にその政策をここに示されたい。さらに、給與ベースの改訂は絶対に私は必要ではないかと思う。もしその改訂を無視いたしまして、そのままで押し通して参りますならば、必ずや摩擦を起し、本日も新聞に出ておる労働攻勢のごときものも予想される。円滑なる国務の遂行と産業の振興は期し得られない事態が起るおそれはないか。その見通しを十分に承つておきたいのであります。

第二は、税収の確実性と課税の重圧問題をお尋ねいたします。政府が予想する税収は、はたしてそれほど確実性のあるものでありますでしょうか。昭和二十三年度の所得税は一千八百億円でございました。昭和二十四年度は、それに七〇%を増しました三千一百億であります。しかるに、世相は一体どうであります。さきにも申し上げました通り、デイスインフレどころではございません。金融は梗塞し、デフレの傾向を示しておる。日常必需品は高騰を示しておる。国民生活は二重の重圧に苦しんでおる。従つて、二十四年度の均衡予算が遂行されて以来は、一般の営業者は次第に不景気となりまして、昭和二十三年ころまでの、インフレ景気でありました当時に比して、その収入は減少したものと見なければな

りません。されば、その収入の減少に伴ひまして所得税が減るのが当然である。しかるに、二十四年度の予算においては、所得税だけでも七〇%を増徴しようとしておるのであります。ここに重大なるむりがありはしないか。

国税庁の調査によれば、一般個人営業の申告所得税は、十月末現在で、納税額わずかに三百九十九億、予算のわずかに二割一分しか納まつていないのであります。これは不当不正な脱税のせいもございましょう。しかし、これを全体として考えるならば、右課税のむり、課税の重圧ということが根本問題ではないかと私は思うのであります。(拍手)

手延いまして、政府がはたして予期のごとき徴税の目的を達し得て、円滑に財政の切りまわしができるかどうか、多大の懸念なきを得ないのであります。

今回の補正予算についてこれを見まするのに、本年度内の自然増収二百十三億を計上しておられます。しかし、はたしてそれが確実でありましようか。この二百十三億の自然増収は、各種の税目についてすべて自然増収があるというのではなく、むしろ所得税については四十七億の減少を計上いたしておられる。そこで、法人税において二百二十七億、酒税において百億といった増収があるために、この所得税の減収を差し引いても、なお二百十三億余の増収となるのであります。ゆ

えに、もしただいま私が言いましたように、所得税の徴収が非常に不成績であつて、大きな穴が明けたとしたり、法人税の増収などで、まかないきれものではないと。その運営は、はなはだ危惧されざるを得ないのであります。

十一月十四日の読売新聞の報道によれば、「年の瀬に税金旋風、今年も更正決定、申告納税にさしを投じた国税庁」という記事が載つております。もしその通り今月末から来月にかけて追加更正決定が行われて、その徴収が進行されなければ、容易ならざる事態が起りはしないかということをお私は懸念する。やみ商人に対する追求、不当利得者に対する強制徴収は、これは断固遂行すべきであります。デフレ傾向のために営業が振わず、その所得が二十三年度よりも減つておるのに、前年度よりも七〇%増しの、二倍近い税金を追加更正決定でかけられて来たときには、たまつたものではありません。(拍手)

まじめな営業者にとつては、実にゆゆしき重大問題であると思う。

そこで、私は大蔵大臣に次のことを承りたい。二十三年度よりもさらに不景気な状態に陥つておる本年度において、七〇%の増徴を遂行しようとすることは、根本においてむりがあるではないか。次に、今日国税庁の示す通り、予算のわずかに二割一分しか徴収が行われていないという事実、このむりを露呈

したのではないか。(拍手)従つて、今回の補正予算について増徴を見込んだり、来る二十五年の増収を樂觀するがごときは、とうてい許されぬことではないか。もしも大蔵大臣が、それには少しもむりはない、徴税の見通しも確実であるとおつしやるならば、二十五年の増収案大綱の、所得税申告課税約二千億について、昨年度の徴収成績が六三・四%であつたので、その六三・四%をかけた一千二百四十億を見積られたのは何ゆゑか。もし右六三・四%をかけて算出したのは、脱税等のために実際の徴税額はその程度しか確保できないという趣旨であるといひまするならば、他方官吏であるとか、会社、銀行員、その他給与生活をしておりますところの、勤労者に対する源泉課税は、その所得に対する九八・六%を徴収しておる、ほとんど一〇〇%を徴収いたしておりますので、結局源泉課税をせられる者が、申告で納める人の脱税のしりぬぐいをするという結果になるが、それはどうか。(拍手)

その不合理を何と考えられるか。

第三にお尋ねしたいのは、米価の改訂並びに強制供出の問題でございす。政府は、今回基準米価を四千四百三円と決定し、超過供出の価格を二倍とするおきめになりまして、かつ消費者価格を二一%つり上げましたことは、もつと前に論者によつて盡され

ております。よつて第一にお尋ね申し上げたいことは、農家経済がこれではたして保たれるかどうか、次の生産増強に影響するのではないかとということでありす。

〔議長退席、副議長着席〕

最近、農家は次第に衰退の状況を示しまして、一方補給金の整理、運賃値上げに伴ひます物価の高騰、工場生産物価と農産物価の現状価格差の増大、これらの事由によつて、だん／＼その度を加えて参ります実情のもとにおいて、四千四百三円程度のものでは、おそらくやつて行けないではないかという心配であります。ことに超過供出は、旧来三倍でありましたので、石当り大体一万八八百円程度でございましたものを、今回は基準米価を上げたにもせよ、二倍にいたしましたために八千八百余円となり、この間二千円の開きがございす。この超過供出価格の引下げは、農家にとつては重大なる打撃であります。これに關し、一部には説をなすものがある。この引下げは、外国輸入食糧の価格とにらみ合せて、外国食糧の輸入に悪影響を及ぼさないことを考慮されたというのであります。しかし、私の探知するところによれば、そうではなしに、強制供出価格を従来通り三倍にすることは、その筋も御了解になつておるということでありす。しかるに何ゆゑに旧来三倍であつたものを、ことさらに二倍にこれを

引下げなければならぬか。それは政府独自の見解か、與黨の意向をくんだものか、その詳細を説明されたい。

次いで森農林大臣は、十二日、参議院本會議におきまして、予想收穫高が六千五百五十四万石に對し、約一割の減収が見込まれるので、供出割當の補正を行いたいと述べたが、その補正の数量は何ほどであるか。承るところによれば、各県よりの補正要求は一千万石を突破しているのに対し、農林當局は、わずかにその一割ぐらゐの補正を認めようとし、これがために大きな摩擦が起る形勢となつて、すでにある県の經濟部長のごときは辞表を提出したと言われている。もし農林當局が、わずかに一割の補正ぐらゐでこれを押えようとしたならば、おそらく、近く開かれるであろうところの知事會議は沸騰して、收拾することのできない状態に陥るおそれはないか。また、もしも農家減収の実情が十分理解せられて受入れられるのであれば、農業調整委員のごときは、おそらく連袂辭職をするに至るであらうと言われております。その実情は、はたしていかん。また、農林大臣として補正をなし得べき数量に対する確信をこの際承りたいのであります。

なお十二日、参議院において、農林大臣は、「簡單々々」と呼ぶ者あり追加供出の法制化については、食糧確保臨時措置法の一部の改正法案を今国会

において通過せしめて、これによつて実現をはかるとお述べになつたのであるが、政府はどこまでも食糧法を改正し、農民に強制供出をしようとするところのお腹であるか、これを明確に承つておきたいのであります。(時間々々)と呼ぶ者あり)

最後に、六・三制と災害予算について一言いたしたいと存じます。政府は補正予算において……

○副議長(岩本信行君) 佐竹君に申し上げます。お約束の時間が参りましたので簡単に願います。

○佐竹晴記君(統) 承知しました。

六・三制費十五億、来年度五十五億を見積り、その配分は、いまだ建つていないところにこれを充てようということであり、はたしてそうであるか。もしそうであるとしたらするならば、正直者がばかを見るという結果になります。

なお六・三制費及び災害復旧費について、詳しくお尋ねいたしたのであります。時間がありませんので、これを省略いたします。何とぞ詳細なる御答弁をお願いいたします。(拍手)

(国務大臣池田勇人君登壇)

○国務大臣(池田勇人君) 今の経済現象をデフレと見るか、デイスインフレーションと見るかにつきましては、たび／＼お答え申し上げましたから省きまして、輸出減退の理由いかんという御質問にお答え申し上げます。

わが国の輸出は、大体今年度五億ドルを予定いたしております。上半期におきましては予想以上の好成績を上げましたが、ボンド引下げの議の起りましたにつれて、一時減退いたしました。しかして、最近ではまた月三千五百万ドルないし四千万ドルの輸出を見まして、私は予定通りに行くのではないかと見ております。しかし、減退の理由をいたしましては、大体スターリング・エリア、ボンド地域に日本から物を買うドル資金が不足しておることが一番であります。しかして、最近にボンドが下つたことも一つの原因でございましょう。しかしまた、ほかには、わが国が為替レートを引下げるだらうという、何と申しますか、非常に輕薄な予想のもとに契約が行われないことも輸出不振の原因でございまして、しかし御承知の通りに、最近貿易協定が各国と結ばれつつありますので、輸出は今後相当増進するものと期待いたしております。また貿易が民間貿易となりまして、相当期待し得ると思つておるのであります。しかし、いづれにいたしましても、今の日本の商品は、いまだ少しく品質をよくし、いまだ少しく価格を低くしなければ、あまり期待はできないと思つております。

次に為替レートの変更でございますが、たび／＼申し上げますように、為替レートを変更する理由が見のかりません。また変更したならば、わが国の経済界に非常な悪影響を及ぼしますの、絶対に變更しないことを申し上げます。と同様に、貸金ベースにつきましても、名目賃金を引上げる考えは毛頭ございせん。減税その他によりまして実質賃金の引上げに努める考えでおります。

次の税金の問題で、なか／＼数字をお並べになつて御追究のようでございますが、申告納税の所得が、千九百億円の予算に對しまして、十月末三百九十九億、すなわち二二％しか入つていないという御調査は正確でございまして、しかし、昨年十月におきまして、千二百億円の申告納税に對して収入が何ぼございまして、二〇％を割つておるのでございまして。今年は昨年よりも納税成績がいいのであります。しかしてまた、千二百億円の当初予算は、昨年はかえませんでした。しかし本年は、千九百億円の当初予算を、補正予算で二百億円収入減を立てておるのであります。私は申告納税は十分入ると思つております。しかしてまた、それだけしか入つていない、二割一分しか入つていないものを、年末に更正決定をしたならば、非常な苛徴請求の聲が大きくなると言われますが、勤労所得と事業所得とを比べますと、予算面では勤労千二百億、そして補正前の事業所得は千九百億、これが勤労では、すでに七百四十億入つております。

す。事業所得では、まだ二割しか入つていない。大蔵省としては、これをそのまま捨ておけません。絶対に税法の命ずるところによりまして適正な課税をしなければならぬと思つております。(拍手)かくすることが、勤労階級にも、事業者階級にも、国民全般に公平であると考えております。(拍手)

(国務大臣青木孝義君登壇)

○国務大臣(青木孝義君) 先ほど私が席に着いておりませんときに、松本さんから公団の存廃についての……

(発言する者多し)

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。

○国務大臣(青木孝義君(統) 御質問があつたようでございまして。これについてのお答えを申し上げます。公団は、政府といたしましては、将来漸次これを廃止して参る考えでございまして、それから佐竹議員の御質問にお答えを申し上げます。デフレ傾向と消費物価高騰に伴う国民生活不安をどうするか、こういう御質問であつたと存じます。経済安定施策の効果といたしまして、最近消費者物価水準がおおむね安定しておりますことは……

(発言する者多し)

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。

○国務大臣(青木孝義君(統) 消費者実効物価指数が示す通りであります。

昭和二十二年を一〇〇といたしますれば、本年九月は二四六と相なるのであります。まして、本年度当初と同一水準にあります。これは、公定価格の上昇と、やみ物価の下落とが、ほぼ相殺される結果と見ることができると存じます。

(発言する者多し)

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。

○国務大臣(青木孝義君(統) しかしながら、今後米価の改訂、補給金の撤廃、貨物運賃の引上げ等物価騰貴の要因が若干繰り込まれておることは事実でございますが、政府といたしましては、企業の合理化による努力、あるいはこれが吸収によつて期待いたしますとともに、本年度二百億、来年度約七百億の減税によつて実質賃金の充實をはかり、国民の生計費を圧迫することは極力避けて行きたいと存じております。さらに今後は、事業投資の増大、輸出産業の振興等による積極的な雇用機会の増大をはかりつつ国民生活の安定を期待いたしたいと存じます。(拍手)

(国務大臣森幸太郎君登壇)

○国務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。

米価の決定に對して、生産費と非常に違つてはいないか、いわゆる米価というものは、再生産のできるようにきめなければならぬ、こういう御意見のうちに聞いております。生産費をどうい

うところに押えておられますか。生産費におきまして、ピンかうキリまでありまして、二十三年の調査によりまして、石当り千円から一万円以上まで、差が格段についておるのであります。その公正なる平均の生産費というものを認めまして、この生産費に償うような米価をきめる、いわゆる適正価をきめることが妥当と考えております。従つて、この米価よりも生産費を多くかける農業は、経営上合理化する余地があるものと考えておりますので、これらの指導を進めて行くことにならなければならぬ、かように考えておるわけでありました。

〔國務大臣高瀬莊太郎君登壇〕

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 六・三制

予算の地方配当についてであります。政府は、本年行いました実情調査の資料に基づきまして、最も悪い施設状態にありますものから順次解消して行くということを中心とした方針をいたしまして、地方の実情に即して適切な処置をとつて行きたいと考えております。

○副議長(若本信行君) 世耕弘一君。

〔世耕弘一君登壇〕

○世耕弘一君 私は、公正俱樂部を代表いたしまして、簡単に政府に質疑を行いたいと思つております。

過日の大蔵大臣の財政演説の中に、金融の発展を期するために地方銀行の増設を促進したいということがあつたように記憶いたしております。従来大蔵省がとつて参りました金融の中央集権主義あるいは一県一行主義を改めて、地方銀行の発達を促すに至つたことは、まことに同慶にたえないと思つております。しかしながら、地方において特色のある銀行をば起さんといひまして、既存の銀行の勢力に押えられて、せつかく大蔵大臣の企図するところの金融機関の発達に實際に行われない結果を生むことは、およそ想像がつくのであります。賢明な大蔵大

臣は、この点を考慮されて、地方に銀行を新設する場合、地方の特色ある銀行として、金融の発展を促すところの、何か親心ある処置を当然考えられたいと思つておるであらうと、私はかように考えております。この点に對して大蔵大臣の御所見を伺いたいと思つてあります。

なお日本の金融業者の立場から申しますと、多くは対物信用を中心とした金融が従来から行われて来たのであります。これは日本の金融界の進歩しない一つの原因ではなかつたか。私は、この際対物信用からさらに対人信用に切りかえるよう大蔵大臣よりしかるべく指導してもらふことが、今日の産業界を発達せしめるゆえんではないかと思つてあります。

次にお尋ねしたいことは税金の取立ての問題であります。すでに私の手元にも、右方面から税金の取立てについての税務官吏の苛酷な態度に對して、幾多の陳情が参つております。おそれる諸君の手元にもあらうと思つてあります。私はこの機会に、今日の税金の罰金取立てのような態度並びに非難はすみやかに解消するように御指導をお願いしたいと思つてあります。この点に關して何かお考えがあるかどうか。なおまた税に關する観点であります。なれば、原則として税金の収入は納める者に還元するという趣旨をもつて税政策を立てることが、今

後の経済問題解決に有利ではないかというところ、この際指摘しておきたいのであります。要するに、權利と義務は完全に法文化されておりますけれども、これが実行にあたりましては、温情をもつて取扱うということが、すなわちゆとりのある政治ではないかと、私はかように考えるのであります。この点特に御考慮願わぬと、いたすらに官と民との感情が疎隔して行くということは、御同様に感ずることであらうと思つてあります。

次に価格統制の問題であります。できれば私は、この機会に、民間経済の自治確立の意味において、統制はすみやかに撤廃してもらいたいというところを要求してやまないものであります。なおもう一つは、米の消費者価格が

明年一月から一％引上げられ、海上並びに陸上運賃も新たに引上げられる予定のようでありするが、従来の吉田内閣の方針から見て、この点や矛盾を生ずるのではないかと、この点の調和はどこにとられておるかということをお尋ねしておきたいと思つてあります。

さらにお尋ねしたいのは、長期にわたるところの経済安定策についてであります。かなりむずかしい問題と思ひますが、少くともこの際、国家資源の積極的な開発が計画されていくてはならぬと思つてあります。おそらく吉田内閣には、この点に對して

大いなる抱負があると思ひますから、この機会にお尋ねしておきたいと思つてあります。

次にお尋ねしたいのは食糧の輸入の問題であります。これについては、いろいろ御議論があつたようでありまして、農村では、食糧の輸入よりも、できれば肥料を多く輸入すること、を望んでおるのではないかと、この点について、農林大臣はどういうお考えをお持ちでなされておるか。農林行政にはくろろの大臣であるから、この点について十分なお考えがあると思つてあります。

さらに申し上げたいことは、今日日本国民は、依然として米麦にのみ食糧を求めんとするきらいがある。かくのごときは時代遅れではないか。空中から窒素をとり、硝酸アンモニアにさらに酵母菌をまぜて新たな化学食糧をみ出したことは、すでに相當の年月がたつておるのであります。この機会に、日本においても、新たな食糧計画というものは当然あつてしかるべきであらうと思つてあります。この点について何かお考えがあるかどうか。

次にお尋ねしたいことは官公吏の職權濫用であります。この職權濫用の弊害が、ややもすれば経済界に大きな波紋を描き、国民生活を不安に導くという例がないとは言われないのであります。この点について、特に総理の

なお食糧法についてお話がありました。今日この食糧法の改正が必要と考へまして、前国会から継続審議をお願いしておるわけでありました。あの食糧法は、必ずしも農村に持つておられる食糧を、あらゆる力をもつてこれを供出せしむる、強権の発動によつて供出せしむるという意味の法律でないことは、法の内容をなお一層御検討願

御答弁を願いたいと思うのであります。なお突如問題として、私は事実をここに例示したいと思うが、最近官公吏の犯罪増加の原因の一つとしたしまして、特に公団関係の犯罪が各所に摘発されております。大阪だけの新聞の記事をながめて見ましても、食糧公団、油糧公団、繊維貿易公団、価格調整公団におきまして、すでに一千人ものぼるところの容疑者が今日取調べを受けておるといふ現状であります。これは一例にすぎません。せつかく政府が苦心されて経済の安定をはかりつつあるときに、他面にかくのごとき現状では、せつかくの努力が水泡に帰するであらうということが言えるのであります。特に私がこの機会に諸君の御注意を喚起したいと思うことは、薪炭特別会計において、すでに五十億以上の赤字が出ておる。そればかりではない。食糧管理特別会計には、すでに百億の赤字を出しておるということが、きよりの新聞に出ておる。この陰に犯罪がかくれておらぬということを何人が断言できますか。世間の論調をここに御紹介すれば、公団なるものは、まったく悪の官僚やみ屋の集りであるということをお説きおることは、必ずしも私は否定すべきことではないと思ふのであります。

昨日の新聞記事に、池袋の駅前に十五万俵の木炭が野ざらしになつておる。これは一部分であります。おそろく全国の山野には数百万俵の木炭が雨ざらしにされておるといふ一部分が新聞記事に出たというのを考えたら私はよからうと思ひます。この悪例の原因はどこにあるかと言へば、言うまでもなく、統制経済の矛盾がなくなつたといふことを、われ／＼は静かに考えなくてはならぬ。ことに私が皆さんにお願ひしたいことは、一人の炭焼きが奥山から炭を運ぶときに雨にあつたときの状態を皆さんがお考えになつたらよろしい。もし木炭を運ぶときに雨にあつたら、山村の炭焼きは、自分でかさをかぶらないで、むしろその木炭にかさをかけて市場に運び出して来るというものが、すなわち製炭業者の突情であります。(拍手)それが今日たなざらしにされておるではないか。かくのごときことは、聰明なる吉田総理大臣がお聞きになつたら、新たなお考えが浮んで来るであらうと私は思ふ。要するに政治の要諦は、かくのごとき矛盾を直すことである。私は、今日経済が安定しているの、あるいは安定していないのといふことを、この壇上で論議したくありません。それよりも、現内閣のおかげによつて近ごろは大分らくになつたといふ声が民間から起ることが一番大切であるといふことを言いたい。この意味におきまして、私はなお一層網記の顔面をすみやかに引きしめることをお考え願ふと同時に、その御所信を承りたい。講和會議

を開かれるにあつても、紳士国家としての日本の建設の前に、かくのごとき国内の醜態がそのまゝでは、有利なるわれ／＼の外交は展開されないであらうといふことを痛感いたしました。特にこの点を申し上げて質疑の一端とした次第であります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 官紀の肅正については、現内閣としても従来十分注意いたしました。今後もお注意いたします。

なお官公吏の犯罪につきましては、法の命ずるところによつて嚴重に処置をいたします。さう御承知を願ひいたします。

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) 従来の一県一行主義を改めて、地方に新たな銀行が設立されることが望ましいといふことは、先般申し上げた通りであります。政府からこれが設立を勧奨するといふことはいたさない考えでございます。

次にまた金融につきまして、対人信用で行くべきであつて、対物信用で行かない方がいんじやないかという御意見であります。これは反対であります。やはり今後の金融は対物金融を原則とすべきものと考へております。

税務官吏が徴税にあたりまして罰金をとるような態度に出るというお話でございます。もしありとすれば、まことに遺憾な点でございますので、われわれは、今後税務官吏の素質の向上と税務行政の円滑を期したいと努力いたしている次第でございます。

なお納税者に税金を還元するといふ御意見でございますが、これは目的税ならばともかく、今の税法では、納税者に税金を還元することは考へ得られません。

統制撤廃につきましては、御承知の通りに、できるだけ早い機会に広範囲に撤廃すべく計画しております。国土開発につきましては、公共事業費を増加いたしまして国土資源の開発維持に努めると同時に、今後見返り資金の使用等につきましても、この觀念を入れて計画して行きたいと考へております。(拍手)

〔國務大臣森幸太郎君登壇〕

○國務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。

外国より食糧を輸入するよりも、むしろ肥料を輸入した方がよいではないかという御意見もありましたが、御承知のごとく、今日輸入いたします肥料の種類は、日本の水田に適當でない確安であります。これは畑地の肥料でありますので、これを日本に輸入するといふことは、あまり好ましくないものであります。日本といたしまして最も必要なのは燐鉱石とカリであります。これは御承知の通り日本で生産いたしませんから、ぜひ輸入を仰

がなければならぬのであります。しかし、電力、石炭等の事情がよくなりまして、化学肥料も相當の増産の道をたどつて参りました。しかし、わが国の農業政策といたしましては、できるだけ化学肥料を少くして、有機質なる肥料によつて土地の力を維持して行きたい、こゝういふ指導方針を持つてゐるのであります。戦時中やむを得ないから化学肥料に依存しておりましたけれども、化学肥料に依存することは、国土を愛する上から申しまして決して好ましくないことと考へております。

なお木炭についての御親切な御注意でありましたが、これは政府の持つております木炭は、倉庫をすべて持つておりました。その木炭が問屋の手に渡りました場合に、問屋があつた道ばたに積んで置くのであります。決してあれは政府の所有の木炭ではないのでありますから、その点はよく実情をお調べくださつて御批判を願ひたいと存じます。

なお食糧特別会計の百億円の赤字についての御質問でありましたが、これはまた御注意を受けたわけであります。が、先ほども申しました通り、これは昨年の切干を超過供出せましたところが、一四％の予定が三五％でありまして、非常に供出が多くありまして、その滞貨いたしておるための赤字であります。決してこれは品物のな

い赤字ではないのであります。今いろいろの研究が進みまして、この滞貨をさらに有益に処分する方法も考えておりますから、この赤字はおのずから解消することと考えておるわけでありませう。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 先刻の石野君の質疑に對しまして労働大臣及び通商産業大臣から答弁したいとのことでありませう。鈴木労働大臣。

〔國務大臣鈴木正文君登壇〕  
○國務大臣(鈴木正文君) 先ほどの石野議員の御質問にお答えいたします。実質資金の動向は、しばしば申し上げた通りでございます。しかしながら、なお戦前に比べれば相当低いのであります。今後その上昇にもちろん努力いたすべきであり、その努力の方法は、昨日も水谷議員にお答えした通りでありますけれども、経済安定の軌道の上において行われるべきである、そういうふうに考えております。

〔國務大臣稲垣平太郎君登壇〕  
○國務大臣(稲垣平太郎君) 企業の合理化の問題についてお答え申し上げます。この点については、昨日荒木議員の御質問に對してお答え申し上げておいたのでありますが、簡単に申し上げますと、要するに今日統制のわくをはずしたいということ、國際的に價格をさや寄せる、こういうことをバツク・スクリーンといったしまして、企業の合理化は一方に操業度を上げること

あり、一方に経営の能率化をするということでありませう。これを裏返して申しますならばすなわち言いかえれば、價格構成におけるところの比率をいかにとるかという問題であります。また同時に、一人当りの生産量をいかにするかという問題であります。これは各企業者が十分に判断をいたしまして、みずから行うべきものだとは私に考えております。

○副議長(岩本信行君) これにて國務大臣の演説に對する質疑は終了いたしました。

第一 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第一、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員会理事山村新治郎君。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案  
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案  
家畜伝染病予防法(大正十一年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「三万円」を「九万円」に改める。

附則  
1 この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

2 この法律施行前に第二十四條第一項各号の一に該当した家畜又は物品について、その所有者に對し交付する手当金については、なお従前の例による。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書  
〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔山村新治郎君登壇〕  
○山村新治郎君 ただいま議題と相なりました、農林委員会に付託せられました、内閣提出、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の審議の経過及び結果の概要を簡単に御報告申し上げます。

現在都道府県知事は、家畜伝染病の予防、制遏のために、定期的に、または緊急の場合に家畜の検診を行うとともに、免疫血清もしくは予防液の注射あるいは薬浴等を実施いたし、また万一伝染病が発生した場合、または蔓延の危険のある場合には、これを防遏する手段といたしまして、伝染病にかつた家畜の隔離または殺処分を行ない、あるいは病畜に汚染した物品の焼却、埋却を行いますと同時に、他方一定の地域を限つて家畜の出入りもしくは往來の禁止または伝染病の病畜を伝播するおそれある物品の制限を行う等の緊急措置を講じまして、その目的達成に努めているのであります。しかし、以上の措置をとりました際、家畜

の殺処分もしくは物品の焼却、埋却等の処置または予防注射等を行いましたために生じた家畜の死亡等に對しましては、現行法は、國庫負担によりまして三万円を越えない範囲内で、政令の定める額の手当金を、その所有者に交付することになっております。しかしながら、この手当金額は、家畜及び物品の最近における著しい値上りに比較して少額に過ぎ、殺処分その他防疫上必要な処置の徹底を期しがたい実情にありませうので、これに對する手当金の額を九万円を越えない範囲にまで引上げ、家畜防疫事業の完壁を期したいというのが、本法律案提案の理由であります。

本法律案につきましては、去る十四日提案理由の説明を聴取いたし、続いて質疑を行い、民自党原田、薬師神、足立各委員、社会党井上委員、共産党竹村委員より、馬の伝染性貧血防遏のため一段と努力すべきこと、家畜伝染病は公衆衛生の立場上厚生省との關係が深いので、両者は緊密に連絡をなすべきこと、また殺処分をする際迅速適正を期すべきであること、並びに畜産奨励上飼料の確保に努力すべき旨の発言がありました。これに對し政府委員より、十分その趣旨に沿うよう努力しているとの回答がありました。なお委員長として私も、殺処分等を行います場合に地方庁と十分連絡せられ、公正的確な措置をとるよう留意せ

られたい旨を申し述べました。

本法律案は、農村経済の改善、有畜農業の確立並びに公衆衛生向上の上から見ましてまことに時宜に適した措置でありまして、各党ともこの趣旨には異議のないところでありますので、討論を省略して、ただちに表決に付しましたところ、全会一致をもつて可決した次第であります。

以上御報告申し上げます。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

本日はこれにて散會いたします。

午後五時十分散會

出席國務大臣  
内閣總理大臣 吉田 茂君  
外務大臣 磯田 俊吉君  
國務大臣 池田 勇人君  
大藏大臣 高瀬 莊太郎君  
文部大臣 高瀬 莊太郎君  
厚生大臣 林 讓治君  
農林大臣 森 幸太郎君  
通商産業大臣 稲垣 平太郎君  
運輸大臣 大屋 晋三君  
郵政大臣 小澤 重喜君  
電気通信大臣 鈴木 正文君  
労働大臣 鈴木 正文君  
建設大臣 益谷 秀次君

國務大臣 青木 孝義君  
國務大臣 樋貝 詮三君  
國務大臣 本多 市郎君  
國務大臣 増田甲子七君

出席政府委員

内閣官房副長官 郡 祐一君

人事官 山下 興家君

地方自治政務次官 小野 哲君

大蔵事務官 森永貞一郎君

労働事務官 齋藤 邦吉君

〔朗読を省略した報告〕

一、昨十七日幣原議長は、吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(内閣總理大臣 齋藤 常勝)  
官房會計課長 齋藤 常勝  
總理府事務官 塚越 虎男  
(皇室經濟主管) 川田 三郎  
(特別調達庁經理部長) 千葉 皓  
總理府事務官 小川 潤一  
(官房會計課長) 岡原 昌男  
大蔵事務官 寺中 作雄  
法務府事務官 高田 正己  
(官房會計課長) 伊東 正義  
厚生事務官 大堀 弘  
(官房會計課長) 栗澤 一男  
農林事務官 佐方 信博  
通商産業事務官 肥爪 龜三  
(官房會計課長) 運轉事務官  
(經理局主計課長) 郵政事務官  
(經理局長) 氣通信事務官

(官房會計課長) 三川 克己  
労働事務官 植田 俊雄  
(官房會計課長) 建設事務官  
(官房長) 經濟 平井富三郎  
安定事務官

一、昨十七日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

九七 千葉 三郎君  
一〇〇 芦田 均君

一、昨十七日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

人事委員会

理事 吉武 恵市君(理事橋本龍伍君昨十七日理事辞任につきその補欠)

一、昨十七日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

労働委員 麻生太賀吉君

予算委員 青木 孝義君

決算委員 田中織之進君

図書館運営委員 森戸 辰男君

一、昨十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

労働委員 青木 孝義君

予算委員 麻生太賀吉君

決算委員 八百板 正君

図書館運営委員 受田 新吉君

一、昨十七日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

考查特別委員 赤松 勇君

一、昨十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

考查特別委員 前田 種男君

一、昨十七日内閣から提出した議案は次の通りである。

私立学校法案

一、昨十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

私立学校法案(内閣提出第三八号)

文部委員会 付託

一、昨十七日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

自動車の販路拡張並びに月賦販売資金融資に関する質問主意書(春日正一君提出)

国家地方警察東京管区一都十県警察官警備訓練に関する質問主意書(立花敏男君提出)

大阪府教育委員会の整理規程に関する質問主意書(渡部義通君提出)

檢察に関する質問主意書(梨木作次郎君提出)

石炭鉱害に関する質問主意書(田代文久君提出)

医療法実施に関する質問主意書(刈田アサノ君提出)

東京水産大学松生義勝学長に関する質問主意書(今野武雄君提出)

余枅問題に関する質問主意書(深澤義守君提出)

健康管理期間中における電気通信従業員の誠意に関する質問主意書(江崎一治君提出)

